

●香川県公安委員会告示第3号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の2第1項の規定に基づき香川県暴力追放運動推進センターとして指定した法人の名称の変更について、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成22年11月30日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
財団法人香川県暴力追放運動推進センター	公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター	平成22年12月1日